

5 認知症対応型共同生活介護サービスコード表

イ 認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
32	1111 認知症共同生活介護 1	イ 認知症対応型共同生活介護費 (1) 認知症対応型共同生活介護費 ()	要介護1	761	1日につき		
32	1113 認知症共同生活介護 1・夜減		761 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		738	
32	1121 認知症共同生活介護 2		要介護2	797		797	
32	1123 認知症共同生活介護 2・夜減		797 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		773	
32	1131 認知症共同生活介護 3		要介護3	820		820	
32	1133 認知症共同生活介護 3・夜減		820 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		795	
32	1141 認知症共同生活介護 4		要介護4	837		837	
32	1143 認知症共同生活介護 4・夜減		837 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		812	
32	1151 認知症共同生活介護 5		要介護5	854		854	
32	1153 認知症共同生活介護 5・夜減		854 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		828	
32	2111 認知症共同生活介護 1		(2) 認知症対応型共同生活介護費 ()	要介護1		749	749
32	2113 認知症共同生活介護 1・夜減			749 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	727
32	2121 認知症共同生活介護 2			要介護2		784	784
32	2123 認知症共同生活介護 2・夜減			784 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	760
32	2131 認知症共同生活介護 3			要介護3		808	808
32	2133 認知症共同生活介護 3・夜減			808 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	784
32	2141 認知症共同生活介護 4			要介護4		824	824
32	2143 認知症共同生活介護 4・夜減			824 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	799
32	2151 認知症共同生活介護 5			要介護5		840	840
32	2153 認知症共同生活介護 5・夜減			840 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%	815
32	6304 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 1	身体拘束廃止未実施減算		要介護1	76 単位減算	-76	
32	6305 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 2			要介護2	80 単位減算	-80	
32	6306 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 3			要介護3	82 単位減算	-82	
32	6307 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 4			要介護4	84 単位減算	-84	
32	6308 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 5			要介護5	85 単位減算	-85	
32	6309 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 1		認知症対応型共同生活介護費 ()	要介護1	75 単位減算	-75	
32	6310 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 2			要介護2	78 単位減算	-78	
32	6311 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 3			要介護3	81 単位減算	-81	
32	6312 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 4			要介護4	82 単位減算	-82	
32	6313 認知症対応型身体拘束廃止未実施減算 5			要介護5	84 単位減算	-84	
32	6161 認知症対応型夜間支援体制加算	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算()	50 単位加算	50		
32	6171 認知症対応型夜間支援体制加算	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算()	25 単位加算	25		
32	6109 認知症対応型若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		120 単位加算	120		
32	6400 認知症対応型入院時費用	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合		246 単位加算	246		
32	6142 認知症対応型看取り介護加算1	看取り介護加算	(1)死亡日以前4日以上30日以下	144 単位加算	144		
32	6143 認知症対応型看取り介護加算2		(2)死亡日以前2日又は3日	680 単位加算	680		
32	6144 認知症対応型看取り介護加算3		(3)死亡日	1,280 単位加算	1,280		
32	1550 認知症対応型初期加算	八 初期加算(入居日から30日以内の期間)		30 単位加算	30		
32	1600 認知症対応型医療連携体制加算	二 医療連携体制加算	(1)医療連携体制加算()	39 単位加算	39		
32	1601 認知症対応型医療連携体制加算		(2)医療連携体制加算()	49 単位加算	49		
32	1602 認知症対応型医療連携体制加算		(3)医療連携体制加算()	59 単位加算	59		
32	6502 認知症対応型退居時相談援助加算	ホ 退居時相談援助加算		400 単位加算	400		
32	6133 認知症対応型認知専門ケア加算	ヘ 認知専門ケア加算	(1)認知専門ケア加算()	3 単位加算	3		
32	6134 認知症対応型認知専門ケア加算		(2)認知専門ケア加算()	4 単位加算	4		
32	4002 認知症対応型生活機能向上連携加算	ト 生活機能向上連携加算		200 単位加算	200		
32	6122 認知症対応型口腔衛生管理体制加算	チ 口腔衛生管理体制加算		30 単位加算	30		
32	6201 認知症対応型栄養スクリーニング加算	リ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位加算	5		
32	6100 認知症対応サービス提供体制加算 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算()イ	18 単位加算	18		
32	6101 認知症対応サービス提供体制加算 2		(2)サービス提供体制強化加算()ロ	12 単位加算	12		
32	6102 認知症対応サービス提供体制加算		(3)サービス提供体制強化加算()	6 単位加算	6		
32	6103 認知症対応サービス提供体制加算		(4)サービス提供体制強化加算()	6 単位加算	6		
32	6108 認知症対応型処遇改善加算	ル 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 111/1000 加算	1日につき		
32	6107 認知症対応型処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 81/1000 加算			
32	6104 認知症対応型処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 45/1000 加算			
32	6105 認知症対応型処遇改善加算		(4)介護職員処遇改善加算() (3)で算定した単位数の 90% 加算				
32	6106 認知症対応型処遇改善加算		(5)介護職員処遇改善加算() (3)で算定した単位数の 80% 加算				
32	6111 認知症対応型特定処遇改善加算	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 31/1000 加算			
32	6112 認知症対応型特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 23/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
32	8001	認知症共同生活介護 1・超	イ 認知症対応型共同生活介護費 (1) 認知症対応型共同生活介護費 ()	要介護1		定員超過の場合 × 70%	533	1日につき	
32	8003	認知症共同生活介護 1・夜減・超		761 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		517		
32	8011	認知症共同生活介護 2・超		要介護2			558		
32	8013	認知症共同生活介護 2・夜減・超		797 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		541		
32	8021	認知症共同生活介護 3・超		要介護3			574		
32	8023	認知症共同生活介護 3・夜減・超		820 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		557		
32	8031	認知症共同生活介護 4・超		要介護4			586		
32	8033	認知症共同生活介護 4・夜減・超		837 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		568		
32	8041	認知症共同生活介護 5・超		要介護5			598		
32	8043	認知症共同生活介護 5・夜減・超		854 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		580		
32	8101	認知症共同生活介護 1・超		(2) 認知症対応型共同生活介護費 ()	要介護1				524
32	8103	認知症共同生活介護 1・夜減・超			749 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		509
32	8111	認知症共同生活介護 2・超			要介護2				549
32	8113	認知症共同生活介護 2・夜減・超			784 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		532
32	8121	認知症共同生活介護 3・超			要介護3				566
32	8123	認知症共同生活介護 3・夜減・超			808 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		549
32	8131	認知症共同生活介護 4・超			要介護4				577
32	8133	認知症共同生活介護 4・夜減・超			824 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		559
32	8141	認知症共同生活介護 5・超			要介護5				588
32	8143	認知症共同生活介護 5・夜減・超			840 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		571

介護従業者が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
32	9001	認知症共同生活介護 1・欠	イ 認知症対応型共同生活介護費 (1) 認知症対応型共同生活介護費 ()	要介護1		介護従業者が欠員の場合 × 70%	533	1日につき	
32	9003	認知症共同生活介護 1・夜減・欠		761 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		517		
32	9011	認知症共同生活介護 2・欠		要介護2			558		
32	9013	認知症共同生活介護 2・夜減・欠		797 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		541		
32	9021	認知症共同生活介護 3・欠		要介護3			574		
32	9023	認知症共同生活介護 3・夜減・欠		820 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		557		
32	9031	認知症共同生活介護 4・欠		要介護4			586		
32	9033	認知症共同生活介護 4・夜減・欠		837 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		568		
32	9041	認知症共同生活介護 5・欠		要介護5			598		
32	9043	認知症共同生活介護 5・夜減・欠		854 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		580		
32	9101	認知症共同生活介護 1・欠		(2) 認知症対応型共同生活介護費 ()	要介護1				524
32	9103	認知症共同生活介護 1・夜減・欠			749 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		509
32	9111	認知症共同生活介護 2・欠			要介護2				549
32	9113	認知症共同生活介護 2・夜減・欠			784 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		532
32	9121	認知症共同生活介護 3・欠			要介護3				566
32	9123	認知症共同生活介護 3・夜減・欠			808 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		549
32	9131	認知症共同生活介護 4・欠			要介護4				577
32	9133	認知症共同生活介護 4・夜減・欠			824 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		559
32	9141	認知症共同生活介護 5・欠			要介護5				588
32	9143	認知症共同生活介護 5・夜減・欠			840 単位		夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		571

□ 認知症対応型共同生活介護(短期利用)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
38	1211	短期共同生活介護 1	□ 短期利用 認知症対応型共同生活 介護費	要介護1	789	1日につき	
38	1213	短期共同生活介護 1・夜減		789 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		765
38	1221	短期共同生活介護 2		要介護2	825		825
38	1223	短期共同生活介護 2・夜減		825 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		800
38	1231	短期共同生活介護 3		要介護3	849		849
38	1233	短期共同生活介護 3・夜減		849 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		824
38	1241	短期共同生活介護 4		要介護4	865		865
38	1243	短期共同生活介護 4・夜減		865 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		839
38	1251	短期共同生活介護 5		要介護5	882		882
38	1253	短期共同生活介護 5・夜減		882 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		856
38	2211	短期共同生活介護 1	(2) 短期利用 認知症対応型共同生活 介護費	要介護1	777	1日につき	
38	2213	短期共同生活介護 1・夜減		777 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		754
38	2221	短期共同生活介護 2		要介護2	813		813
38	2223	短期共同生活介護 2・夜減		813 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		789
38	2231	短期共同生活介護 3		要介護3	837		837
38	2233	短期共同生活介護 3・夜減		837 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		812
38	2241	短期共同生活介護 4		要介護4	853		853
38	2243	短期共同生活介護 4・夜減		853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		827
38	2251	短期共同生活介護 5		要介護5	869		869
38	2253	短期共同生活介護 5・夜減		869 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		843
38	6161	短期共同生活夜間支援体制加算	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算()	50 単位加算	50	
38	6171	短期共同生活夜間支援体制加算	夜間支援体制加算	夜間支援体制加算()	25 単位加算	25	
38	6121	短期共同生活認知症緊急対応加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間限度)		200 単位加算	200	
38	6109	短期共同生活若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		120 単位加算	120	
38	1600	短期共同生活医療連携体制加算	二 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算()	39 単位加算	39	
38	1601	短期共同生活医療連携体制加算		(2) 医療連携体制加算()	49 単位加算	49	
38	1602	短期共同生活医療連携体制加算		(3) 医療連携体制加算()	59 単位加算	59	
38	4002	短期共同生活生活機能向上連携加算	ト 生活機能向上連携加算		200 単位加算	200	
38	6100	短期共同サービス提供体制加算 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ	18 単位加算	18	
38	6101	短期共同サービス提供体制加算 2		(2) サービス提供体制強化加算()ロ	12 単位加算	12	
38	6102	短期共同サービス提供体制加算		(3) サービス提供体制強化加算()	6 単位加算	6	
38	6103	短期共同サービス提供体制加算		(4) サービス提供体制強化加算()	6 単位加算	6	
38	6108	短期共同生活処遇改善加算	ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 111/1000 加算	1月につき	
38	6107	短期共同生活処遇改善加算		(2) 介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 81/1000 加算		
38	6104	短期共同生活処遇改善加算		(3) 介護職員処遇改善加算()	所定単位数の 45/1000 加算		
38	6105	短期共同生活処遇改善加算		(4) 介護職員処遇改善加算() (3)で算定した単位数の 90% 加算			
38	6106	短期共同生活処遇改善加算		(5) 介護職員処遇改善加算() (3)で算定した単位数の 80% 加算			
38	6111	短期共同生活特定処遇改善加算	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 31/1000 加算	1月につき	
38	6112	短期共同生活特定処遇改善加算		(2) 介護職員等特定処遇改善加算()	所定単位数の 23/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
38	8101	短期共同生活介護 1・超	□ 短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1		定員超過の場合 × 70%	552	1日につき
38	8103	短期共同生活介護 1・夜減・超			789 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		536	
38	8111	短期共同生活介護 2・超			要介護2			578	
38	8113	短期共同生活介護 2・夜減・超			825 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		560	
38	8121	短期共同生活介護 3・超			要介護3			594	
38	8123	短期共同生活介護 3・夜減・超			849 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		577	
38	8131	短期共同生活介護 4・超			要介護4			606	
38	8133	短期共同生活介護 4・夜減・超			865 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		587	
38	8141	短期共同生活介護 5・超			要介護5			617	
38	8143	短期共同生活介護 5・夜減・超			882 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		599	
38	8201	短期共同生活介護 1・超		(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1			544	
38	8203	短期共同生活介護 1・夜減・超			777 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		528	
38	8211	短期共同生活介護 2・超			要介護2			569	
38	8213	短期共同生活介護 2・夜減・超			813 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		552	
38	8221	短期共同生活介護 3・超			要介護3			586	
38	8223	短期共同生活介護 3・夜減・超			837 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		568	
38	8231	短期共同生活介護 4・超			要介護4			597	
38	8233	短期共同生活介護 4・夜減・超			853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		579	
38	8241	短期共同生活介護 5・超			要介護5			608	
38	8243	短期共同生活介護 5・夜減・超			869 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		590	

介護従業者が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
38	9101	短期共同生活介護 1・欠	□ 短期利用認知症対応型共同生活介護費	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1		介護従業者が欠員の場合 × 70%	552	1日につき
38	9103	短期共同生活介護 1・夜減・欠			789 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		536	
38	9111	短期共同生活介護 2・欠			要介護2			578	
38	9113	短期共同生活介護 2・夜減・欠			825 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		560	
38	9121	短期共同生活介護 3・欠			要介護3			594	
38	9123	短期共同生活介護 3・夜減・欠			849 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		577	
38	9131	短期共同生活介護 4・欠			要介護4			606	
38	9133	短期共同生活介護 4・夜減・欠			865 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		587	
38	9141	短期共同生活介護 5・欠			要介護5			617	
38	9143	短期共同生活介護 5・夜減・欠			882 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		599	
38	9201	短期共同生活介護 1・欠		(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費()	要介護1			544	
38	9203	短期共同生活介護 1・夜減・欠			777 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		528	
38	9211	短期共同生活介護 2・欠			要介護2			569	
38	9213	短期共同生活介護 2・夜減・欠			813 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		552	
38	9221	短期共同生活介護 3・欠			要介護3			586	
38	9223	短期共同生活介護 3・夜減・欠			837 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		568	
38	9231	短期共同生活介護 4・欠			要介護4			597	
38	9233	短期共同生活介護 4・夜減・欠			853 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		579	
38	9241	短期共同生活介護 5・欠			要介護5			608	
38	9243	短期共同生活介護 5・夜減・欠			869 単位	夜勤の勤務条件に関する基準を満たさない場合 × 97%		590	